

高所作業車運転技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安第 177 号）

登録有効期間 令和 11 年 3 月 30 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法第 61 条に基づき、作業床の高さが 10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。以下と同じ）は運転技能講習を修了したものでなければその業務に従事できません。高所作業車は、高所における工事点検、補修等の作業に使用され、作業床が昇降装置により上昇、下降等する機械で不特定の場所に自走できるものをいいます。技能講習を修了すると、作業床の高さ 10m以上の高所作業車の運転することができます

講習日

第 4 回学科 2 月 26 日(水)17H コースのみ受講
2 月 27 日(木)17H, 14H コース受講
実技 3 月 1 日(土)学科試験合格者

講習会場

学科講習会場

神戸東労働基準協会

神戸市中央区八幡通 3 丁目 2 - 5

I N 東洋ビル 6 階

各線「三宮駅」下車南へ徒歩約 8 分※

実技講習会場

川崎重工業株式会社 神戸工場 神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1-1



受講料（請求書は、web 申し込みマイページより、ダウンロードください）

（税込）

コース	受講資格	学科免除科目	合計	受講料	テキスト
14H	移動式クレーン運転士免許、クレーン又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了者 道路交通法第 84 条に基づく免許を有する者大型特殊、大型、中型、準中型、普通自動車免許等 フォークリフト、ショベルローダー等運転技能講習修了者 車両系建設機械又は不整地運搬車運転技能講習修了者	原動機に関する知識	37,334 円	35,200 円	2,134 円
17H	上記以外の者		40,634 円	38,500 円	2,134 円

※当事務所は移動式クレーン運転士免許、クレーン又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了者対象の「一般的事項に関する知識の取扱い」の免除はしていませんので、14H コースとなります

受講料は、申込日から 15~20 日以内をメドに下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい。

振込口座（みなと銀行 三宮支店 普通口座 1756989 ジャ）兵庫労働基準連合会神戸東事務所

定員 : 20 名 申し込み締め切り: 講習開始日の 10 日前 ただし、定員になり次第締め切ります

申込方法及び注意事項

受講申込みは、神戸東労働基準協会のホームページ [兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム](#) から、お申込ください

注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい

- 顔写真は修了書発行のため全員アップロード、また、14H コースの方は、資格免許証もアップロードして下さい。
- 欠席、遅刻、早退等は教育時間不足につき受講無効扱いとし、原則修了証は交付いたしません
- 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)
- ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません

受講時準備品

受付：受講票及び本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード等）

14H コース（原動機に関する知識免除）の方は、対象の資格証原本

学科：筆記用具（鉛筆、消しゴム）、電卓持込み可（スマホ・携帯は不可）、昼食等※テキストは当日配布します

実技：筆記用具、ヘルメット、作業服上下(長袖)、安全靴、脚絆、保護メガネ、手袋、印鑑、昼食等

講習カリキュラム（17H・14H）

		時間	講習科目	規定時間数	受講対象者
学 科	1 日 目	8:30-8:50	受付		17H コース(運 転免許証無し)
		8:50-9:00	オリエンテーション		
		9:00-12:10	原動機に関する知識（休憩 10 分含む）	3.0H	
	2 日 目	8:30-8:50	受付		受講資格（全員） 14H ,17H コー ス
		8:50- 9:00	オリエンテーション		
		9:00-11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2.0H	
		11:00-11:10	休憩		
		11:10-12:10	作業に関する装置の構造等	1.0H	
		12:10-12:50	昼食休憩		
		12:50-14:50	作業に関する装置の構造等	2.0H	
		14:50-15:00	休憩		
		15:00-17:00	作業に関する装置の構造等	2.0H	
		17:00-17:10	休憩		
17:10-18:10	関係法令	1.0H			
18:10-18:20	休憩				
18:20-19:20	<修了試験>	1.0H			
実 技	1 日	8:00- 8:20	受付		学科試験合格者
		8:20-8:30	オリエンテーション		
		8:30-10:00	作業のための装置の操作	1.5H	
		10:00-10:05	休憩		
		10:05-12:05	作業のための装置の操作	2.0H	
		12:05-12:45	昼食休憩		
		12:45-14:15	作業のための装置の操作	1.5H	
		14:15-14:20	休憩		
		14:20-15:20	作業のための装置の操作	1.0H	
		15:20-15:25	休憩		
15:25-16:25	<修了試験>	1.0H			

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。
戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：
神戸 太郎（兵庫 太郎）

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、
旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

[神戸東労働基準協会](#)

